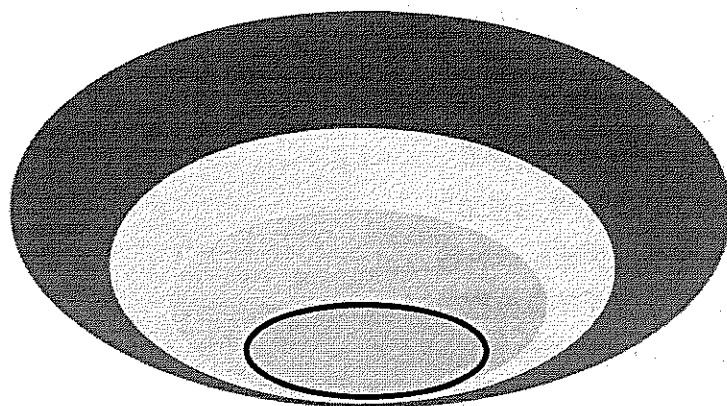


滋賀県緊急時モニタリング実施要領

Ver.1

(案)



平成27年 月

滋 賀 県

[目次]

I 総則	4 頁
1 本実施要領作成の目的	4 頁
2 本実施要領の位置づけ	4 頁
3 本実施要領の対象範囲	5 頁
4 本実施要領の特徴（作成の考え方）	5 頁
II 対応編	6 頁
1 緊急時モニタリング体制	6 頁
(1) 組織および要員	9 頁
ア 警戒事態【フェーズ2】	9 頁
イ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】	10 頁
ウ 全面緊急事態【フェーズ4】	12 頁
(2) モニタリング資機材の整備・維持管理	16 頁
ア システム	16 頁
イ 放射線モニタリング機器	21 頁
ウ 放射性核種分析装置	24 頁
エ 防護資機材	25 頁
2 緊急時モニタリングの実施	26 頁
(1) 緊急時モニタリングの測定項目等	26 頁
ア 空間線量率	26 頁
イ 積算線量	28 頁
ウ 大気中の放射性ヨウ素濃度	28 頁
エ 環境試料中の放射性物質濃度	29 頁
(2) 緊急時モニタリング結果の集約	34 頁
(3) 緊急時モニタリング結果の取扱い	34 頁
ア EMC設置前【警戒事態】	34 頁
イ EMC設置後【施設敷地緊急事態以降】	34 頁
(4) 被ばく管理および汚染管理	35 頁
ア 被ばく管理方法	35 頁
イ 被ばく管理基準	35 頁
ウ 被ばく防止対策	35 頁
エ 機器の汚染防止対策	36 頁
(5) 緊急時モニタリング実施の流れ（実務遂行マニュアル）	37 頁
◎各種様式等	58 頁

II 対応編

3 平常時モニタリングの実施	93 頁
(1) 平常時モニタリングの目的	93 頁
(2) 平常時モニタリングの実施内容	93 頁
ア 空間線量率	93 頁
イ 積算線量	94 頁
ウ 環境試料中の放射性物質濃度	94 頁
(3) 平常時モニタリング結果の取扱い	96 頁
(4) 平常時モニタリング実施概要	96 頁
ア 空間線量率	96 頁
イ 積算線量	97 頁
ウ 環境試料中の放射性物質濃度	97 頁
◎各種様式等	99 頁

別冊

III 参考資料編

1 環境放射線モニタリング参考資料	3 頁
(1) 福井県所在原子力施設一覧	4 頁
(2) 放射線、放射能に関する基礎知識	17 頁
(3) 原子力防災、緊急時モニタリングに関する基礎知識	28 頁
(4) 原子力災害により予測される影響と本県の対応	43 頁
(5) 県内における測定結果等	60 頁
(6) サーベイメータの取扱方法	69 頁
2 関係用語集	79 頁
(1) 事故・故障等に関する用語	80 頁
(2) 原子力防災に関する用語（あいうえお順に整理）	81 頁

(国) 原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）から抜粋

第7 結び

そもそも防災とは、新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。

滋賀県緊急時モニタリング実施要領（案）

Ⅰ 総則

1 本実施要領作成の目的

「滋賀県緊急時モニタリング計画」（平成26年3月策定）に基づく緊急時モニタリング体制の整備および緊急時モニタリングの実施に関し、具体的な実施内容・方法を定め、原子力災害発生時における緊急時モニタリングを迅速かつ効率的に実施することを目的とする。

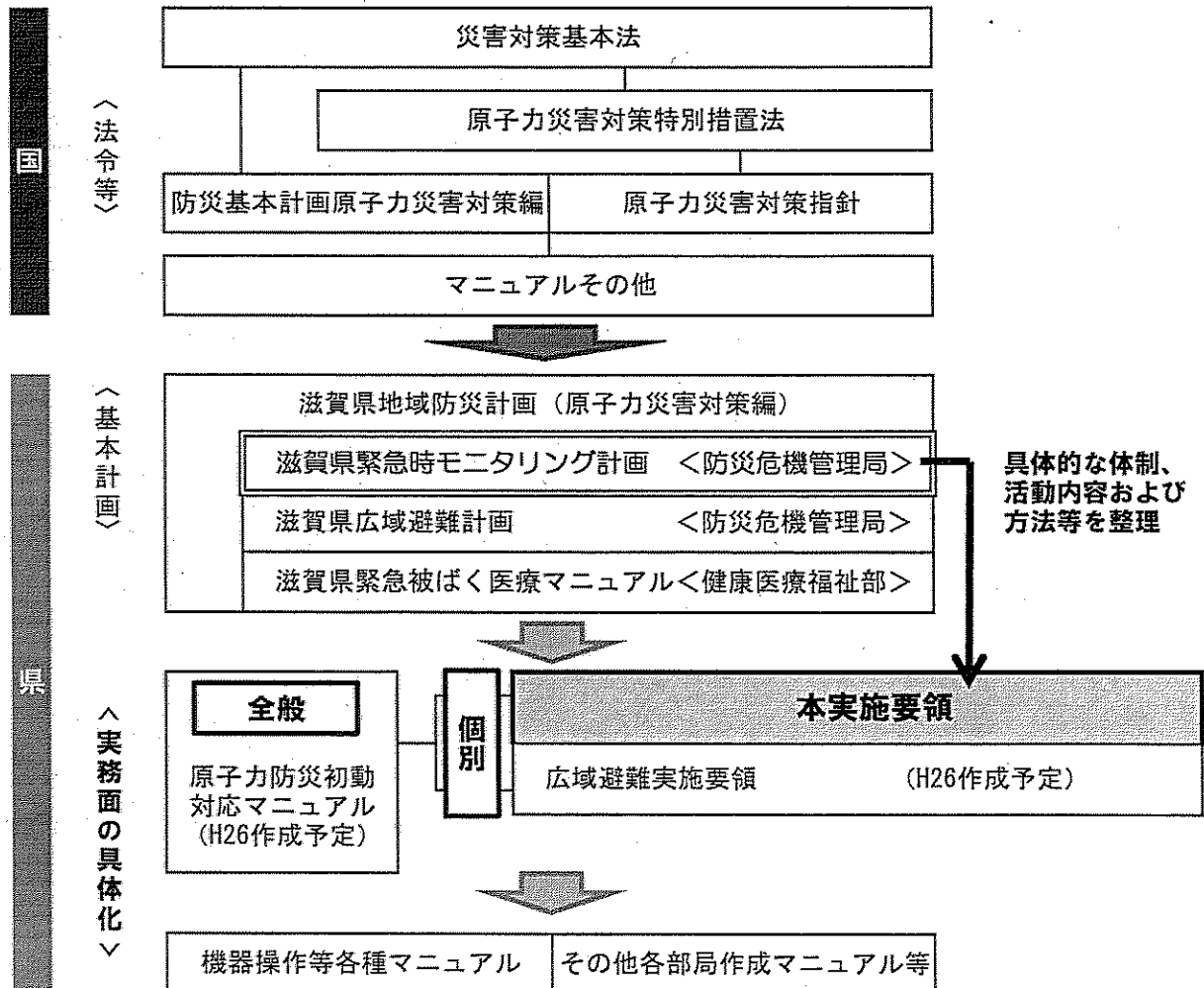
《緊急時モニタリングの目的》

- ① 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- ② 国、県または関係市町が運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置の実施を判断するための材料の提供
- ③ 国、県または関係市町が原子力災害による住民および環境への放射線影響を評価するための材料の提供

※ 防護措置の実施の判断に必要なモニタリングを優先して実施する。

2 本実施要領の位置づけ

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき平成25年度に策定した「滋賀県緊急時モニタリング計画」の実務面の具体化を担うものとして作成している。



3 本実施要領の対象範囲

- 滋賀県緊急時モニタリング計画に定める環境放射線モニタリングのうち、以下を除き対象とする。
 - ① 中期モニタリング（中期対応段階において実施するもので、その結果を放射性物質または放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いるモニタリング）
 - ② 復旧期モニタリング（原子力災害からの復旧段階において実施するもので、避難区域の見直し等の判断、被ばく線量を管理するための方策の決定、現在および将来の被ばく線量の推定等に用いるモニタリング）
- ※ 中期および復旧期モニタリングについては、原子力災害対策指針において「今後の検討課題」とされていることから、当該指針の今後の改定を踏まえ追記するものとする。
- また、主として以下の職員の活動を対象としている。
 - ・ 県本庁、県地方行政機関（土木事務所、農業農村振興事務所等）および県企業庁における職員の活動
 - ・ 国が設置する緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）における本県派遣職員の活動

4 本実施要領の特徴（作成の考え方）

(1) 実践性を重視

- 緊急時モニタリングがスムーズに実施できるよう、要員個々の視点での具体的な活動（誰が、何を、どこで、どのような手段で、いつ行うのか）を整理している。
- 作成後も実動訓練等を通じた検証を実施する。固定的なものせず、不断に見直しを行っていく。

(2) 平常時の学習用資料として使用できるよう配慮

- 原子力防災は風水害、地震といった自然災害とは異なる特殊性を有することや、環境放射線モニタリング固有の用語が使用されることから、原子力災害発生時の対応だけでなく、平常時の学習用資料としても活用できるよう、参考資料や関係用語集を付属している。

II 対応編

1 緊急時モニタリング体制

緊急時モニタリングを実施するために警戒事態以降設置する県緊急時モニタリング本部、および施設敷地緊急事態以降に設置されるEMCにおける同本部の位置づけ並びにEMCへの職員派遣について、その組織および動員計画（人員、活動場所）を整理している。

※ 原子力災害の特殊性に鑑み、「防災危機管理局職員」には、原子力防災室職員は含まないものとして整理している。

※ 関係課等は、本動員計画に基づき、参集対象者名簿および連絡表等を整備するものとする。

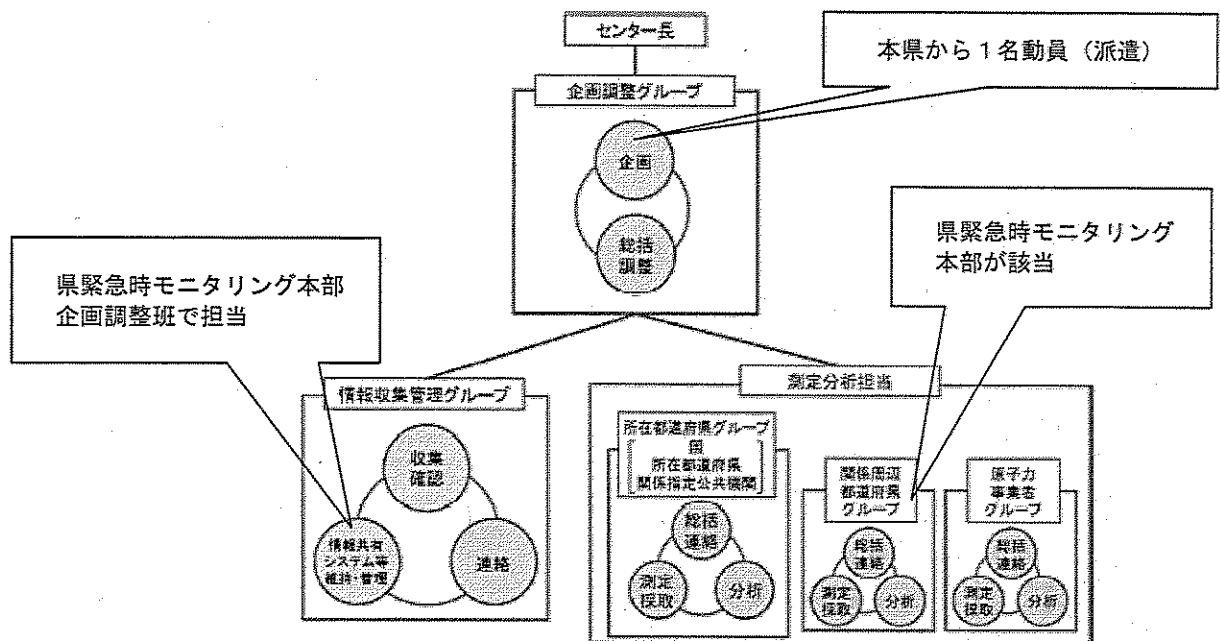
配備レベル		配備体制	
		県全体	モニタリング体制
情報収集事態 【フェーズ1】	①福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱または5強の地震が発生したとき ②原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき ③その他防災危機管理監が警戒配備体制を決定したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■警戒配備 ・防災危機管理局警戒2号体制班配備 ・原子力防災室2名配備 ・広報課2名配備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎防災危機管理局警戒2号体制班 ・固定観測局の監視
警戒事態 【フェーズ2】	①福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、または大津波警報が発令されたとき ②原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき ③原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき ④その他副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■災害警戒本部設置 ・本部長 = 副知事 ・副本部長 = 防災危機管理監 ・本部長 = 13課長 ・本部事務局 ■広報課3名配備 ■災害警戒地方本部設置 ・本部長 = 地域防災監 	<ul style="list-style-type: none"> ◎県緊急時モニタリング本部設置(※) ・固定観測局の監視 ・可搬型モニタリングポストの設置 ・モニタリング車による測定 ・サーベイメータによる測定
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】 (原災法10条) 特定事象	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき ②原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき ③福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき ④その他知事が災害対策本部の設置を必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策本部設置 ・本部長 = 知事 ・副本部長 = 副知事 ・本部長 = 防災危機管理監、各部長等 ・本部事務局 ・各部 	<p>(国) EMC設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎EMCへ職員派遣 ◎県緊急時モニタリング本部はEMC測定分析担当滋賀県グループとして活動
全面緊急事態 【フェーズ4】 (原災法15条) 緊急事態宣言	①原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき ②内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対策地方本部設置 ・本部長 = 地域防災監 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中放射性物質濃度測定 ・環境試料中放射性物質濃度測定

※ 警戒事態および施設敷地緊急事態においては、県緊急時モニタリング本部企画調整班および大気班のみ立ち上げる。

※ 全面緊急事態に至った場合、県緊急時モニタリング本部全班を立ち上げる。

【 EMCと県緊急時モニタリング本部との関係】

- EMCは施設敷地緊急事態以降に設置される。
 - EMCの構成機関および体制図は以下のとおりであり、本県の緊急時モニタリング本部は、測定分析担当の関係都道府県グループの一つ（測定分析担当滋賀県グループ）として活動することとなる。
 - また、企画調整グループの企画班へ本県から1名の動員（派遣）が求められるとともに、本県事務所において情報収集管理グループの情報共有システム等維持・管理班の業務を担う（本県緊急時モニタリング本部企画調整班が担当）こととなる。
- ① 国
 - ② 原子力施設所在都道府県
 - ③ 関係周辺都道府県（※本県はここに該当）
 - ④ 関係指定公共機関（(独)日本原子力研究開発機構および(独)放射線医学総合研究所）
 - ⑤ 原子力事業者（発災事業者および他原子力事業者）
 - ⑥ その他応援機関等（民間機関等）

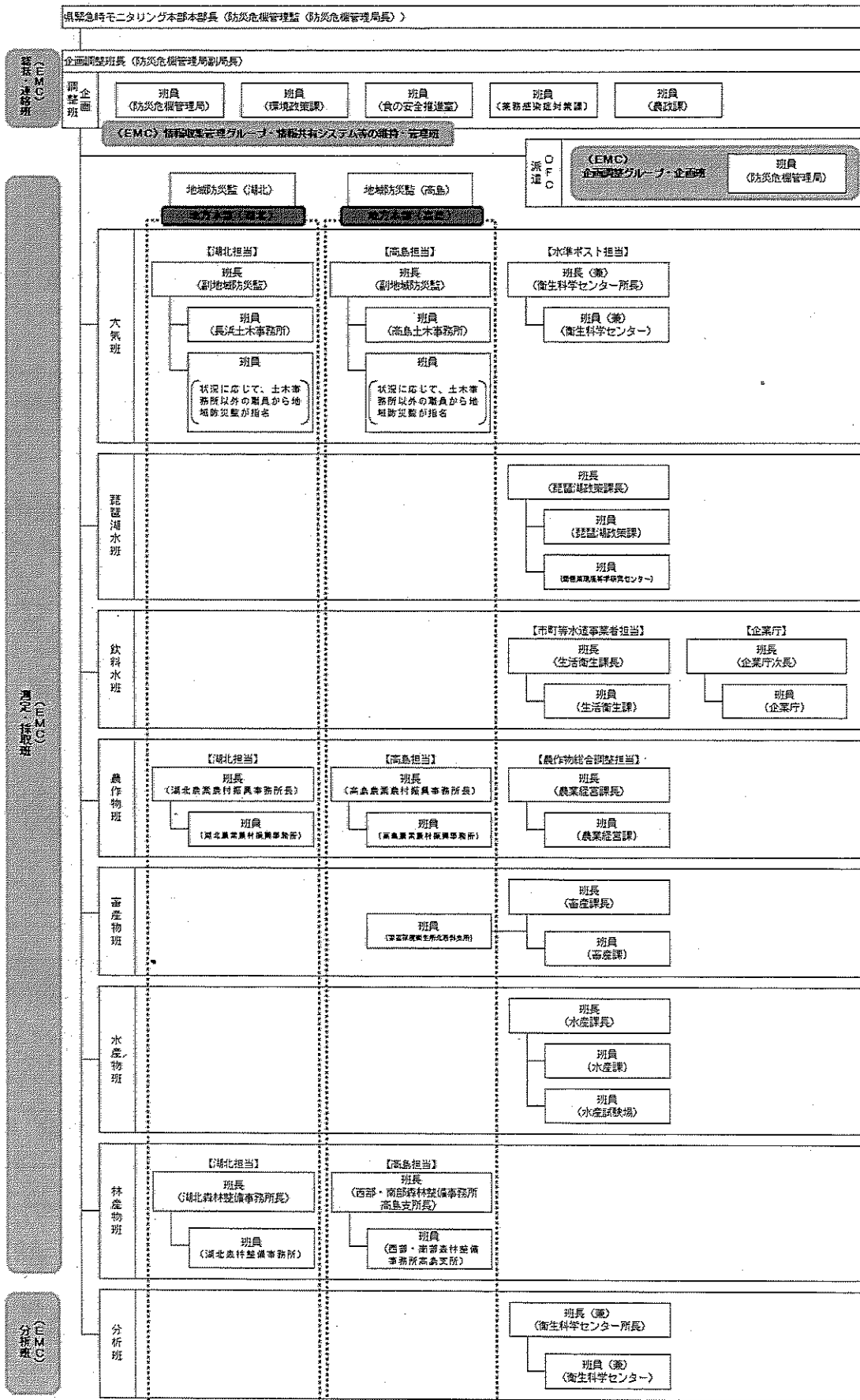


《 EMCでの組織と本県緊急時モニタリング本部との関係表》

EMC		県緊急時モニタリング本部	
情報収集管理グループ	情報共有システム等維持・管理担当	=	企画調整班
測定分析担当滋賀県グループ	総括・連絡班	=	大気班、琵琶湖水班、飲料水班、農作物班、畜産物班、水産物班、林産物班
	測定・採取班	=	
	分析班	=	

[滋賀県緊急時モニタリング本部 組織図]

滋賀県緊急時モニタリング本部（兼）（国）緊急時モニタリングセンター（EMC）測定分析担当滋賀県グループ



(1) 組織および要員

ア 警戒事態【フェーズ2】

① 県緊急時モニタリング本部

所掌事務	本部長		県緊急時モニタリング本部の事務の総理		
	企画調整班		1 モニタリング実施内容の検討、指示 2 固定観測局のデータ監視および固定観測局(防災用)の運用管理 3 モニタリング情報共有システムの運用管理 4 モニタリング結果の集約 5 モニタリング結果の公表 6 災害警戒本部事務室ほか関係機関との連絡調整		
	大気班		1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定 2 固定観測局(水準調査用)の運用管理		
要員	本部長 (兼)警戒本部副本部長)		防災危機管理監		1名
	企画調整班		班長 (兼)警戒本部事務室長)	防災危機管理局副局長	1名
			班員	原子力防災室職員から選任	1名
		防災危機管理局職員(防災危機管理局警戒2号体制対応班構成員)から選任		1名	
要員	大気班	【湖北担当】	班長 (兼)地方副本部長)	副地域防災監(湖北)	1名
			班員 2名×2班	長浜土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	4名
	【高島担当】	班長 (兼)地方副本部長)	副地域防災監(高島)	1名	
		班員 2名×2班	高島土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	4名	
	【水準ポスト担当】	班長	衛生科学センター所長	1名	
		班員	衛生科学センター職員から選任	1名	
	計				16名
	活動場所等	企画調整班：本館2階第1委員会室 大気班：湖北、高島各合同庁舎会議室、衛生科学センター			

イ 施設敷地緊急事態【フェーズ3】

① 県緊急時モニタリング本部（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ

所掌事務	本部長		県緊急時モニタリング本部の事務の総理				
	企画調整班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ企画調整総括・連絡班 （兼）EMC情報収集管理グループ情報共有システム等維持・管理班		1 （国）緊急時モニタリングセンターとの連絡調整 2 モニタリング実施内容の検討、指示 3 固定観測局のデータ監視および固定観測局（防災用）の運用管理 4 モニタリング情報共有システムの運用管理 5 モニタリング結果の集約 6 モニタリング結果の公表 7 災害対策本部事務局ほか関係機関との連絡調整				
	大気班 （兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班		1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定 2 固定観測局（水準調査用）の運用管理				
要員	本部長 （兼）災害対策本部本部長		防災危機管理監		1 名		
	企画調整班		班長 （兼）災害対策本部事務局長		防災危機管理局副局長	1 名	
			班員		原子力防災室職員から選任		1 名
					防災危機管理局職員（防災危機管理局警戒2号体制対応班構成員）から選任		1 名
	大気班	【湖北担当】	班長 （兼）地方副本部長		副地域防災監（湖北）	1 名	
			班員 2名×2班		長浜土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	4 名	
		【高島担当】	班長 （兼）地方副本部長		副地域防災監（高島）	1 名	
			班員 2名×2班		高島土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	4 名	
		【水準ポスト担当】	班長		衛生科学センター所長	1 名	
			班員		衛生科学センター職員から選任	1 名	
計				16 名			
活動場所等	企画調整班：本館2階第1委員会室 大気班：湖北、高島各合同庁舎会議室、衛生科学センター						

② EMCへの派遣職員

所掌事務	1 緊急時モニタリングセンター企画調整グループ・企画班への参画 (1) 緊急時モニタリング実施計画案の修正 (2) 指示書、作業手順書の作成 (3) 緊急時モニタリング実施計画の見直しおよび必要な知見の提案 (4) ERCへの動員要請リストの作成		
委員	企画調整グループ・企画班	原子力防災室職員から選任	1 名
		防災危機管理局職員から選任	1 名
	計（交代要員を含む。）		2 名
活動場所等	※各対策拠点施設（福井県原子力防災センター（オフサイトセンター））		

ウ 全面緊急事態【フェーズ4】

① 県緊急時モニタリング本部（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ

所掌事務	本部長	県緊急時モニタリング本部の事務の総理
	<p>企画調整班</p> <p>（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ企画調整総括・連絡班</p> <p>（兼）EMC情報収集管理グループ情報共有システム等維持・管理班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 （国）緊急時モニタリングセンターとの連絡調整 2 固定観測局のデータ監視および固定観測局（防災用）の運用管理 3 モニタリング情報共有システムの運用管理 4 モニタリング実施内容の検討、指示 5 モニタリング結果の集約 6 モニタリング結果の公表 7 モニタリング要員の被ばく管理および汚染管理 8 災害対策本部事務局ほか関係機関との連絡調整
	<p>大気班</p> <p>（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 空間放射線量率、積算線量の測定地点の選定および測定 2 固定観測局（水準調査用）の運用管理 3 大気中放射性ヨウ素濃度測定に係る試料の採取 4 分析班への試料の搬入・引渡し
	<p>琵琶湖水班</p> <p>（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 琵琶湖水に係る採取試料、採取地点の選定 2 琵琶湖水に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	<p>飲料水班</p> <p>（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班</p>	<p>【市町等水道事業者担当】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道水に係る検査箇所の選定 2 水道事業者への検査指示 3 水道事業者との連絡調整 <p>【企業庁】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水に係る採取試料、採取地点の選定 2 飲料水に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	<p>農作物班</p> <p>（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物に係る採取試料、採取地点の選定 2 農作物に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	<p>畜産物班</p> <p>（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 畜産物に係る採取試料、採取地点の選定 2 畜産物に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	<p>水産物班</p> <p>（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産物に係る採取（入手）試料、採取（入手）地点の選定 2 水産物に係る試料の採取（入手） 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	<p>林産物班</p> <p>（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ測定・採取班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 林産物に係る採取試料、採取地点の選定 2 林産物に係る試料の採取 3 分析班への試料の搬入・引渡し
	<p>分析班</p> <p>（兼）EMC測定分析担当滋賀県グループ分析班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班から搬入された試料の分析

要員	本部長 (兼) 災害対策本部本部長		防災危機管理監	1 名		
	企画調整班		班長 (兼) 災害対策本部事務局長	防災危機管理局副局長	1 名	
			※事態が長期化した場合は、各課が別途定めるところにより交代要員を確保	班員	原子力防災室職員から選任	1 名
				防災危機管理局職員(防災危機管理局警戒2号体制対応班構成員)から選任	1 名	
				環境政策課職員から選任 (主に、(大気班)、琵琶湖水班、林産物班との連絡調整を担当)	1 名	
				生活衛生課食の安全推進室職員から選任 (主に、環境試料採取および分析に係る連絡調整の総括を担当)	1 名	
				薬務感染症対策課から選任 (主に、分析班との連絡調整を担当)	1 名	
	農政課職員から選任 (主に、農作物班、畜産物班、水産物班との連絡調整を担当)	1 名				
委員	大気班	【湖北担当】	班長 (兼) 地方副本部長	副地域防災監(湖北)	1 名	
			班員 2名×2班	長浜土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	4 名	
		【高島担当】	班長 (兼) 地方副本部長	副地域防災監(高島)	1 名	
			班員 2名×2班	高島土木事務所職員から選任 ※状況に応じて、土木事務所以外の職員から地域防災監が選任	4 名	
		【水準ポスト担当】	班長	衛生科学センター所長	1 名	
			班員	衛生科学センター職員から選任	1 名	
	琵琶湖水班		班長 (兼) 災害対策本部琵琶湖政策班長	琵琶湖政策課長	1 名	
			班員	琵琶湖政策課職員から選任	1 名	
				琵琶湖環境科学研究センター職員から選任	1 名	
	飲料水班	【市町等水道事業者担当】	班長 (兼) 災害対策本部生活衛生班長	生活衛生課長	1 名	
			班員	生活衛生課職員から選任	3 名	
		【企業庁】	班長 (兼) 災害対策本部企業部次長	企業庁次長	1 名	
班員			企業庁職員から選任	2 名		

要員 ※事態が長期化した場合は、各事務所等が別途定めるところにより交代要員を確保	農作物班	【農作物総合調整担当】	班長 (兼)災害対策本部農業経営班長)	農業経営課長	1名	
			班員	農業経営課職員から選任	1名	
		【湖北担当】	班長 (兼)地方本部農業農村振興班長)	湖北農業農村振興事務所長 ※状況に応じて、湖北農業農村振興事務所次長が代理する。	1名	
			班員	湖北農業農村振興事務所職員から選任	2名	
		【高島担当】	班長 (兼)地方本部農業農村振興班長)	高島農業農村振興事務所長 ※状況に応じて、高島農業農村振興事務所次長が代理する。	1名	
			班員	高島農業農村振興事務所職員から選任	2名	
		畜産物班		班長 (兼)災害対策本部畜産班長)	畜産課長	1名
				班員	畜産課職員から選任	2名
				家畜保健衛生所職員から選任	2名	
	水産物班		班長 (兼)災害対策本部水産班長)	水産課長	1名	
			班員	水産課職員から選任	4名	
				水産試験場から選任	4名	
	林産物班	【湖北担当】	班長 (兼)地方本部森林整備班長)	湖北森林整備事務所長 ※状況に応じて、湖北森林整備事務所次長が代理する。	1名	
			班員	湖北森林整備事務所職員から選任	2名	
		【高島担当】	班長 (兼)地方本部森林整備班長)	西部・南部森林整備事務所高島支所長	1名	
			班員	西部・南部森林整備事務所高島支所職員から選任	2名	
	分析班		班長 (兼)大気班【水準ポスト担当】班長)	衛生科学センター長	1名	
			班員	衛生科学センター職員から選任	4名	
		計			63名	
	活動場所等	企画調整班 : 本館2階第1委員会室 大気班、農作物班、林産物班 : 湖北・高島各合同庁舎会議室、衛生科学センター 琵琶湖水班、飲料水班、畜産物班、水産物班 : 各班(課等)執務室 分析班 : 衛生科学センター				

② EMCへの派遣職員

所掌事務	1 緊急時モニタリングセンター企画調整グループ・企画班への参画		
	(1) 緊急時モニタリング実施計画案の修正 (2) 指示書、作業手順書の作成 (3) 緊急時モニタリング実施計画の見直しおよび必要な知見の提案 (4) ERCへの動員要請リストの作成		
委員	企画調整グループ・企画班	原子力防災室職員から選任	1 名
		防災危機管理局職員から選任	1 名
	計（交代要員を含む。）		2 名
活動場所等	※各対策拠点施設（福井県原子力防災センター（オフサイトセンター））		

◆ EMC設置場所

緊急事態が発生した原子力施設に応じて、次の対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置される。

緊急事態が発生した原子力施設		現地対策拠点施設（オフサイトセンター）	隣接対策拠点施設（オフサイトセンター）
1	日本原子力発電㈱敦賀発電所	敦賀オフサイトセンター （敦賀市金山99号11-47）	美浜オフサイトセンター
2	（独）日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）		
3	（独）日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ		
4	関西電力㈱美浜発電所	美浜オフサイトセンター （美浜町佐田64号毛ノ鼻1-6）	敦賀オフサイトセンター
5	関西電力㈱大飯発電所	大飯オフサイトセンター （おおい町成和第1号1-1）	高浜オフサイトセンター
6	関西電力㈱高浜発電所	高浜オフサイトセンター （高浜町菌部35字一ツ橋14）	大飯オフサイトセンター

(2) モニタリング資機材の整備・維持管理

以下のシステムおよび資機材を整備し、適切に維持管理していくものとする。

ア システム

(7) 滋賀県環境放射線モニタリングシステム

- 原子力災害発生時に、一早く放射性物質の飛来を察知するため、常時、屋外の空間放射線量を定点監視している。
- 平成24年度に整備。長浜市内2か所、高島市内4か所に、固定型モニタリングポスト（原子力防災用モニタリングポスト）を設置。県本庁に中央統制局を設置。また、情報表示機器（テレビモニター）を県本庁新館、長浜市役所、高島市役所に設置。
- 平成25年度に、システム改修を行い、平成26年1月から、BBCびわ湖放送のデータ放送による測定値の情報提供を開始。
- 平成25年度に、商用電源停電時のバックアップのため、固定型モニタリングポスト各局に、非常用ディーゼル発電設備（72時間対応）を整備。

システム概要

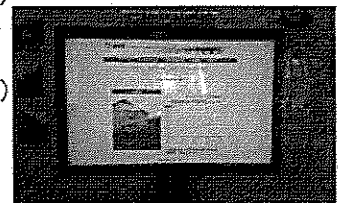
- ・ 固定型モニタリングポストにより空間放射線量率を測定（2秒毎（日常の放射線レベル～100mSv/h。災害時の高線量を測定可））。感雨雪器を併設。
- ・ 測定値は、専用通信回線により県本庁内に設置した中央統制局へ伝送され、蓄積（2分毎）・解析（24時間常時監視）。
- ・ 蓄積された測定値は、情報表示機器、県ホームページおよびBBCびわ湖放送のデータ放送を通じて提供（10分毎に更新）。
- ・ 空間放射線量率の測定値が一定値を超えた場合や、システム上の障害が発生した場合に異常を警報。夜間においては、音声、FAX、電子メールにより関係者へ通報。

【固定型モニタリングポスト設置場所】

- ① 余呉局：長浜市余呉町中河内（長浜市余呉町中河内字尻江20-1）
- ② 西浅井局：西浅井斎苑（長浜市西浅井町山門茶屋572-96）
- ③ マキノ局：マキノ観光会館（高島市マキノ町牧野234）
- ④ 今津東局：高島市立今津東小学校（高島市今津町弘川59）
- ⑤ 今津西局：高島市立今津西小学校（高島市今津町保坂796-1）
- ⑥ 朽木局：高島市朽木支所（高島市朽木市場604）

【ホームページURL】

- ① パソコン用：<http://shiga-houshasen.info/>
- ② 携帯電話用：<http://www.shiga-houshasen.info/i/>

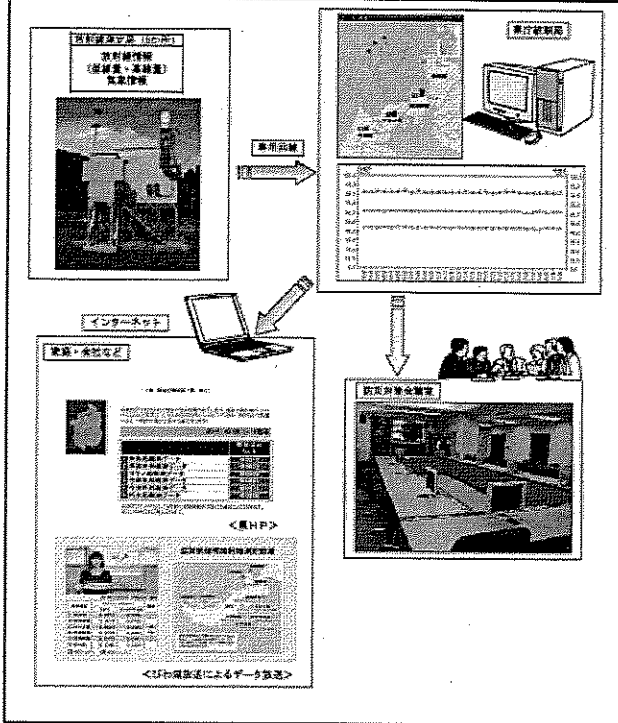


情報表示機器
(テレビモニター)

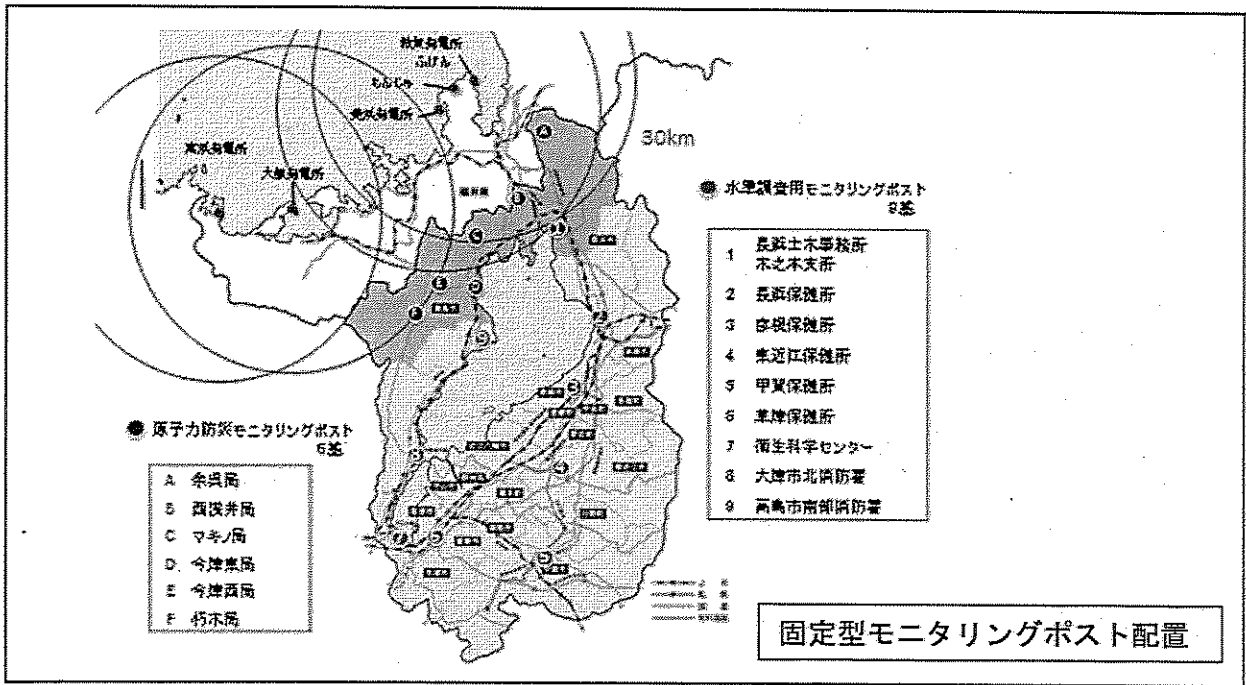
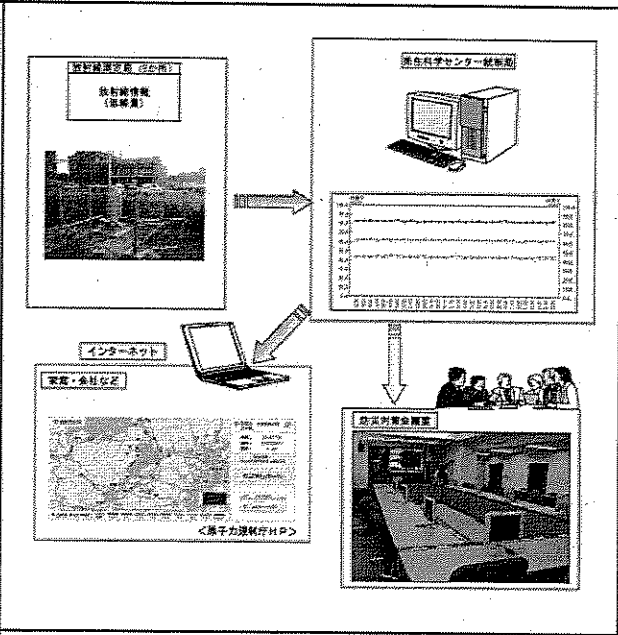
◎ 水準調査用モニタリングシステム（健康医療福祉部衛生科学センター所管）

- 各都道府県が原子力規制委員会からの委託を受け、環境に存在する自然放射線（能）レベルと、人間の活動により付加される放射線（能）レベルの調査を行うため、常時、屋外の空間放射線量率（平常時の低線量を対象）を定点監視している。測定結果は、原子力規制委員会ホームページで公開されている。
- 滋賀県内においては、9か所に水準調査用モニタリングポスト（固定型）が設置されている。

滋賀県環境放射線モニタリングシステム イメージ図



水準調査用モニタリングシステム イメージ図



原子力防災用モニタリングポスト一覧

番号	住所	所在地				空間線量率測定器		方位からの方位・概算距離						
		名称	緯度 (度'分'秒)	経度 (度'分'秒)	標高 (m)	放射線 検出器 地上高 (m)	低線量型	高線量型	方位	方位	方位	方位	方位	方位
									概算距離 (km)	概算距離 (km)	概算距離 (km)	概算距離 (km)	概算距離 (km)	概算距離 (km)
1	奈良市 奈良町中河内学成江20-1	-	35° 39' 55"	136° 9' 35"	411	6.5	NaI シンチレーション	電離箱	南東	東南東	南東	東南東	東北東	東北東
									16.1	17.6	17.5	18.4	47.8	61.5
2	長浜市 西浅井町山門第572-86	西浅井南苑	35° 33' 17"	136° 7' 37"	213	5.1	NaI シンチレーション	電離箱	南南東	南南東	南南東	南南東	東	東
									24.7	24.8	25.2	22.4	42.8	56.3
3	高島市 マキノ町牧野234	マキノ観光会館	35° 29' 30"	136° 2' 14"	127	5.1	NaI シンチレーション	電離箱	南	南	南	南南東	東	東
									29.1	28.0	29.3	24.5	35.2	48.5
4	高島市 今津町弘川58	高島市立 今津東小学校	35° 24' 28"	136° 1' 51"	93	5.1	NaI シンチレーション	電離箱	南	南	南	南	東南東	東南東
									36.4	37.2	36.6	33.4	37.3	49.5
5	高島市 今津町保坂796-1	高島市立 今津西小学校	35° 24' 47"	135° 56' 52"	199	5.1	NaI シンチレーション	電離箱	南	南	南	南	東南東	東南東
									36.3	36.8	36.5	32.3	36.3	42.1
6	高島市 朽木市場604	高島市朽木支所	35° 21' 15"	135° 55' 2"	171	5.1	NaI シンチレーション	電離箱	南南西	南	南南西	南	南東	東南東
									45.3	43.4	45.5	38.0	31.7	41.9

原子力防災用モニタリングポスト測定装置仕様一覧(全局共通)

区分		低線量率	高線量率
測定対象		空間γ線	空間γ線
測定範囲		B.G.~10μGy/h	B.G.~100mGy/h
検出部仕様	検出器	2"φ×2" NaIシンチレーション検出器	球形加圧電離箱
	構造	防水、保温、断熱構造 保護等級 IP X3 (JIS C 0920)相当	防水、保温、断熱構造
	断熱保護カバー	CFRP 1mm厚	CFRP 1mm厚
	加温装置	外気温-10℃以上に対して、検出部内部温度を+25℃以上に加温する温度制御回路	外気温-10℃以上に対して、検出部内部温度を+25℃以上に加温する温度制御回路
測定値		2分値(積算値)、10分値(平均値)、 1時間値(平均値)	2分値(積算値)、10分値(平均値)、 1時間値(平均値)

(イ) モニタリング情報共有システム (平成26年度末導入予定)

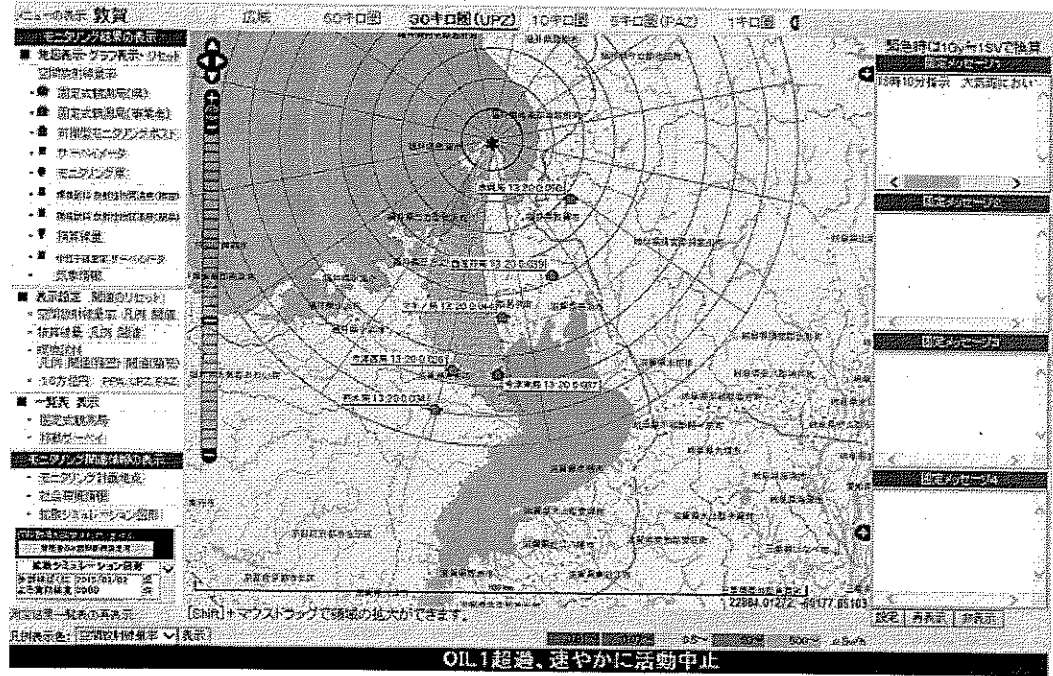
- 公益財団法人原子力安全技術センターが運営するモニタリング情報共有システム (RAMISES (*)) を導入したもの (平成27年3月末導入予定)。

(*) Radiation Monitoring Information Sharing for Emergency Support

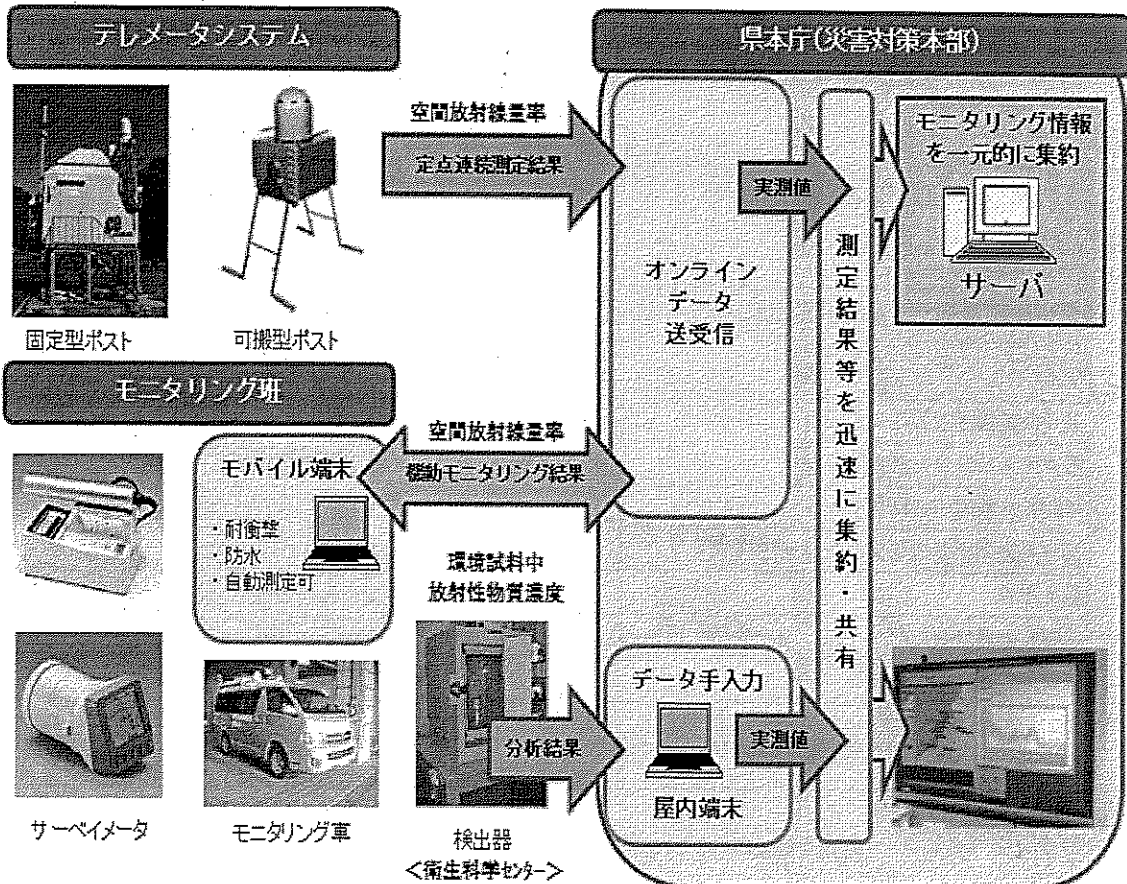
- RAMISES専用ネットワーク (高速回線、IP-VPN) により固定型モニタリングポスト、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車等のシステム、RAMISES専用端末を結び、全測定機器の測定結果をリアルタイムかつ一元的に集約して、防災拠点 (原子力規制庁緊急時対応センター (ERC)、オフサイトセンター (OFC)、緊急時モニタリングセンター (EMC)、府県庁、環境監視センター等) および関係者間に迅速かつ分かりやすく情報共有する。

システム特徴

- ・ 屋内外のモニタリング要員が緊急時モニタリング全体の状況を一目で掴める地図表示
- ・ 避難所の位置などの地域情報を地図上に一元的に表示



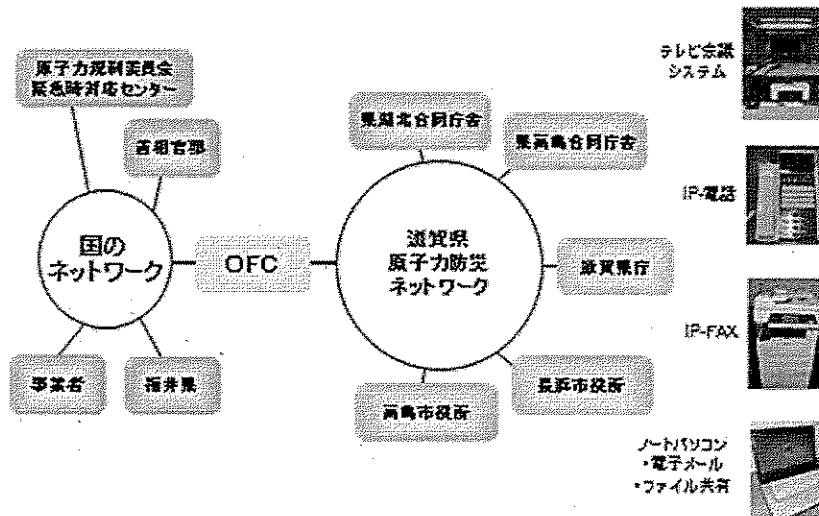
画面イメージ



(ウ) 原子力防災ネットワークシステム

- 国は、原子力災害発生時等における国と地方公共団体等との間の通信連絡体制を確保し、その連携を強化するため、全国規模のネットワークを構築している。
（「統合原子力防災ネットワーク」）
- 滋賀県においても、「滋賀県原子力防災ネットワークシステム」として、平成24年度に、県本庁舎、湖北合同庁舎、高島合同庁舎、長浜市役所および高島市役所を専用回線（地上系）により接続するシステムを整備し、オフサイトセンター（OFC）を通じて国の「統合原子力防災ネットワーク」と相互接続している。
- ※ 地上系回線の途絶に備え、衛星回線によるバックアップ設備も整備（衛星回線は、県本庁舎とオフサイトセンターのみ）
- システムは、テレビ会議システム、IP-電話、IP-FAX、ノートパソコンで構成されている。

原子力防災ネットワークの構成



拠点	テレビ会議システム	IP-電話	IP-FAX	ノートパソコン ・電子メール ・ファイル共有
福井県敦賀原子力防災センター（敦賀OFC）	国が整備した テレビ会議シ ステムに接続 可能	3	1	1
福井県美浜原子力防災センター（美浜OFC）		3	1	1
福井県大飯原子力防災センター（大飯OFC）		3	1	1
福井県高浜原子力防災センター（高浜OFC）		3	1	1
県本庁舎	1	3	1	1
県湖北合同庁舎	1	1	1	1
県高島合同庁舎	1	1	1	1
長浜市役所	1	1	1	1
高島市役所	1	1	1	1

イ 放射線モニタリング機器

(7) モニタリング車

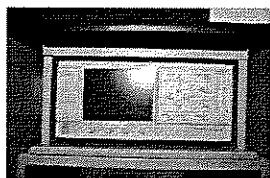


- ワゴン型の車両に、空間放射線量測定装置、風向・風速測定装置、位置測定装置（GPS）、ダスト・ヨウ素測定装置およびデータ処理装置を搭載。
- エンジン直結型の発電機から電源を供給。どこでも測定が可能。
- 位置測定装置（GPS）による位置情報により、パソコンで表示した地図上に測定場所と測定値を自動で表示。
- 測定値は、携帯回線を通じて伝送可能。

【配備場所】長浜土木事務所、高島土木事務所 各1台

◇空間放射線量測定装置

- ・ 低線量 (<10,000nGy/h) をNaI検出器で検出し、高線量 (>10,000nGy/h) を半導体検出器で測定。
- ・ 線量率、計数率、空間γ線スペクトル（低線量）等を表示。また、いずれのデータも一連の測定単位ごとに最大値、最小値、平均値を同時に求める。



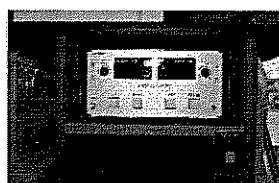
(空間放射線量測定装置)



(検出器)

◇風向・風速測定装置

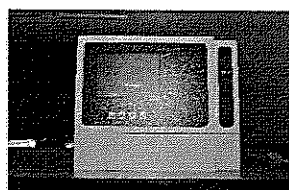
- ・ 車両ルーフデッキに設置された風向・風速計により測定し、データ処理装置に記録。



(ローテータ表示部)

◇位置測定装置（GPS）

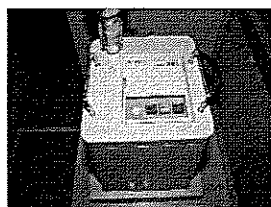
- ・ 測定地点の位置情報を取得し、放射線等測定データの地図表示に活用。



(GPS表示部)

◇ダスト・ヨウ素測定装置

- ・ 車両ルーフの空気吸入口からダスト・ヨウ素吸引装置を用いてダスト測定用フィルターに集塵する。同時に、ダスト測定用フィルターを通過した放射性ヨウ素をヨウ素測定用フィルターに集塵後、直ちに放射性ヨウ素濃度を測定。

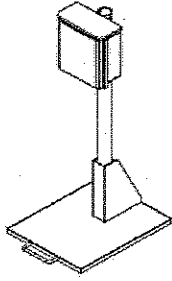


(ヨウ素・ダストサンブラ)



(ヨウ素測定装置)

(イ) 可搬型モニタリングポスト(平成26年度末導入予定)

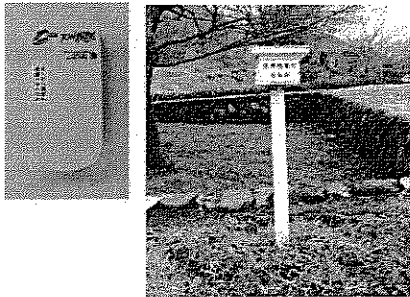


○ 固定型モニタリングポストの配置の不足を補い、モニタリング地点に臨時に配置する可搬型のガンマ線空間線量率測定器。緊急時における放射性プルームの流れや汚染状況の把握のため、迅速に所定の場所に設置して線量率の経時変化を監視する。

○ 野外の任意の場所に設置して測定を可能にするために、電源はバッテリーで供給され、構造的には全天候型(防雨、防滴型)となっている。

【導入予定台数】12台

(ウ) 積算線量計



○ 環境中の放射線を3か月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定する線量計。

【設置場所】UPZ圏内の小・中学校等

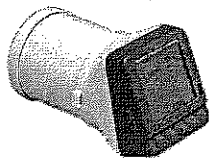
11地点(長浜市5地点、高島市6地点)

長 浜 市 内	①長浜市立杉野小学校	高 島 市 内	①高島市立マキノ北小学校
	②長浜市立西浅井中学校		②高島市立マキノ南小学校
	③長浜市立永原小学校		③高島市立今津北小学校
	④長浜市立鏡岡中学校		④高島市立朽木中学校
	⑤長浜市役所北部振興局		⑤高島市立朽木西小学校
			⑥椋川山の子学園

(イ) サーベイメータ(平成27年3月末現在)

機器名	県保有数量	配 備 先											貸 出 先							
		本 庁	長 浜 市	高 島 市	湖 東 市	東 近 江 市	甲 賀 市	南 部 市	湖 北 県 保 福 社 事 務 所	高 島 県 保 福 社 事 務 所	振 興 事 務 所	湖 北 県 農 業 農 務 所	振 興 事 務 所	高 島 県 農 業 農 務 所	家 畜 保 健 所	水 産 試 験 場	警 察 本 部	長 浜 市	高 島 市	湖 北 地 域 消 防 本 部
① 電離箱式サーベイメータ	33	1	2	2													14	6	6	2
② NaIシンチレーション式サーベイメータ	19		2	3	1	1	1	1	1	1				1	1				6	
③ GM管式サーベイメータ	22	3	2	3	1	1	1	1				1	1	2	1				4	1
④ 簡易サーベイメータ	46	6																20	20	
⑤ 放射線量率データパネル	6																	3	3	

① 電離箱式サーベイメータ



空間放射線量率の測定に使用
(主に高線量)

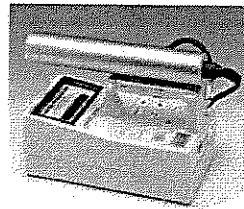
(例) 日立アロカテック製 TGS-323C

測定範囲

: 1 cm線量当量率
1 μ Sv/h ~ 300 mSv/h

: 積算 1 cm線量当量
0.3 ~ 10 μ Sv

② NaIシンチレーション式サーベイメータ



空間放射線量率の測定に使用
(主に低線量)

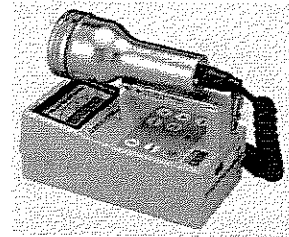
(例) 日立アロカテック製 TGS-172B

測定範囲

: 1 cm線量当量率
バックグラウンド ~ 30 μ Sv/h

: 計数率
0 ~ 30 ks-1

③ GM管式サーベイメータ



表面汚染の測定に使用

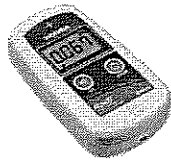
(例) 日立アロカテック製 TGS-146B

測定レンジ

: 計数率
0 ~ 999 min-1,
1.00 ~ 9.99 kmin-1,
10.0 ~ 99.9 kmin-1

: 計数
0 ~ 999999 counts

④ 簡易サーベイメータ



(例) 堀場製作所製 Radi PA-1100

測定範囲: 0.001 ~ 9.999 μ Sv/h / 10.00 ~ 19.99 μ Sv/h

(デジタル4桁表示自動切替)

配置場所	配備台数
余呉支所	1
余呉小学校	2
杉野小学校	1
杉野中学校	2
西浅井支所	1
塩津小学校	2
鏡岡中学校	2
よご認定こども園	2
北部振興局	1
永原小学校	2
西浅井中学校	2
にしあざい認定こども園	2
小計	20

長浜市内
(12か所)

配置場所	配備台数
マキノ中学校	1
マキノ東小学校	1
マキノ西小学校	1
マキノ南小学校	1
マキノ北小学校	1
マキノ北小学校在原分校	1
朽木西小学校	1
今津中学校	1
今津東小学校	1
今津西小学校	1
今津北小学校	1
今津東保育園	1
広瀬小学校	1
古賀保育園	1
湖西中学校	1
新旭北小学校	1
静里なのはな園	1
大師山さくら園	1
マキノ支所	1
朽木支所	1
小計	20

高島市内
(20か所)

⑤ 放射線量率データパネル



(例) Sparing-Vist Center社製 IT-09T

測定範囲：0.01～10Sv/h

※ 時刻、外気温度表示機能あり。

配置場所 (6か所)	
長 浜 市 内	長浜市役所北部振興局
	余呉支所
	西浅井支所
高 島 市 内	高島市役所
	マキノ支所
	針畑郷山村都市交流館「山帰来」

(オ) 可搬型ダストサンプラ

大気中の放射能濃度を測定するため、大気中の浮遊粒子状物質 (SPM) をろ紙上にろ過捕集することにより採取する装置

【配備場所】長浜土木事務所、高島土木事務所 各1台

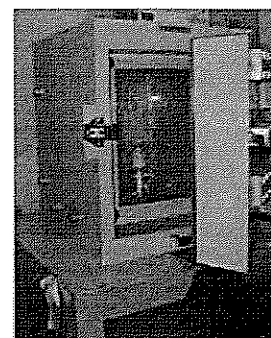
ウ 放射性核種分析装置

(7) ガンマ線核種分析装置 (ゲルマニウム半導体検出器)

- 精密分析に使用。
- 優れたエネルギー分解能により、低濃度まで正確に、多くの核種を同時に測定。土壌、農産物等多くの環境試料の核種測定を簡便かつ精度良く行うことが可能。
- ゲルマニウム検出器、マルチチャンネル波高分析器および解析コンピュータから構成される。

【設置場所】衛生科学センター

【設置台数】3台 (うち原子力防災専用1台)

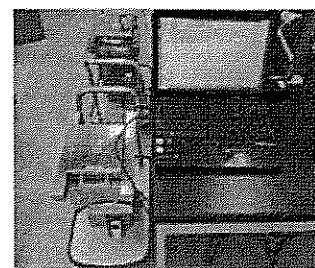


(イ) NaIシンチレーションスペクトロメータ

- 簡易分析に使用。
- 検出器の感度が高いため、短時間で測定が可能 (10～15分程度)。

【設置場所】衛生科学センター

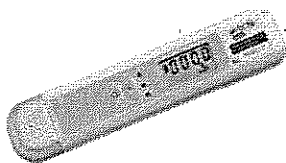
【設置台数】2台



エ 防護資機材（平成27年3月末現在）

機器名	県保有数量	配備先													貸出先			
		本庁	長浜土木事務所	高島土木事務所	湖東土木事務所	東近江土木事務所	甲賀土木事務所	南都土木事務所	（湖北健康福祉事務所） （長浜保健所）	（高島保健所） 高島健康福祉事務所	振興湖北農業事務所	振興高島農業事務所	家畜保健所	水産試験場	警察本部	長浜市	高島市	湖北地域消防本部
① 個人被ばく線量計	171	8	7	7	5	5	5	5							105	16	8	
② 全面マスク	144		4	4								3	3	1	1		120	8
③ 全面マスク用吸収缶	288		8	8								6	6	2	2		240	16
④ 自給式呼吸器	2																	2
⑤ 防護服セット ・タイベックスーツ ・N95マスク ・保護メガネ ・インナー手袋 ・アウター手袋 ・シューズカバー	1144	200	108	108	100	100	100	100				6	6	2	2	70	202	40
⑥ 綿手袋（夏用）	314															72	202	40
⑦ 密閉型防護服（警察仕様）	858														858			
⑧ 防護靴	429														429			
⑨ 除染テント	1																	1

① 個人被ばく線量計
（ポケット線量計）



（例）日立700MHz 伽線製 PDM-222VB

測定範囲

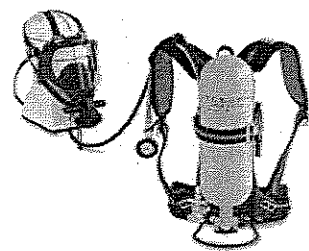
- : 1 μ Sv~10Sv
- : 1 μ Sv/h~1Sv/h

②/③ 全面マスク/吸収缶



浄化式呼吸保護具の一つで顔全体をカバーする。

④ 自給式呼吸器



高圧空気容器（空気ボンベ）からの圧縮空気を、そく止弁、減圧弁、プレッシャデマンド弁又はデマンド弁を通して、着用者に供給する。

⑤ 防護服セット

放射性物質が存在したり、放射線を浴びたりする危険がある場所で作業をする際に身につけて、被ばくによる人体への被害をやわらげる特殊な衣服のセット



2 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングの測定項目等

施設敷地緊急事態以降に実施する緊急時モニタリングに迅速かつ的確に移行できるよう、警戒事態時の測定項目等も併せて整理している。

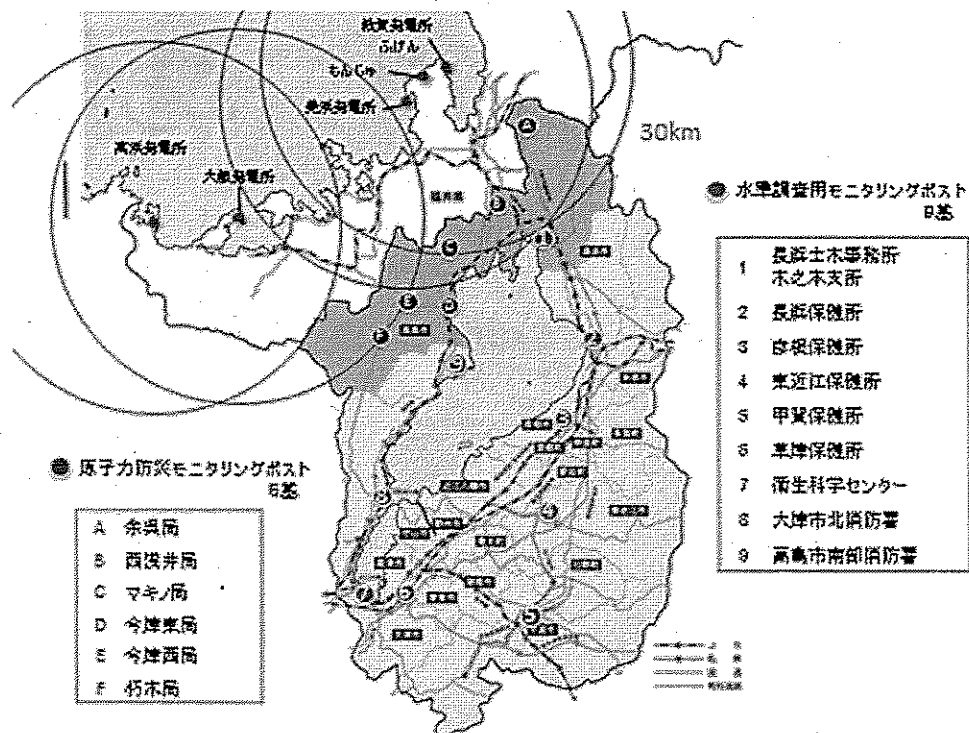
なお、本実施要領では、UPZ内（30km内および県版UPZ内）の測定項目等を中心に整理しているが、滋賀県緊急時モニタリング計画に記載のとおり、事態の状況を踏まえ必要に応じて、国等の協力を得る中でUPZ外におけるモニタリングを検討し、実施する。

ア 空間線量率

(7) 固定観測局による測定

次の固定観測局において、空間線量率の24時間連続測定を行う。

固定観測局設置場所		対象小学校区に係るUPZ区分
原子力 防災用	1 余呉 (長浜市余呉町中河内字尻江20-1)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	2 西浅井 (長浜市西浅井町山門茶屋572-96)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	3 マキノ (高島市マキノ町牧野234)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	4 今津東 (高島市今津町弘川59)	UPZ30km内 (美浜)
	5 今津西 (高島市今津町保坂796-1)	UPZ30km内 (敦賀、美浜、大飯)
	6 朽木 (高島市朽木市場604)	UPZ30km内 (大飯)
水準 調査用	1 木之本合同庁舎 (長浜市木之本町黒田1234)	県版UPZ内
	2 長浜保健所 (長浜市平方町1152-2)	—
	3 彦根保健所 (彦根市和田町41)	—
	4 東近江保健所 (東近江市八日市緑町8-22)	—
	5 甲賀保健所 (甲賀市水口町水口6200)	—
	6 草津保健所 (草津市草津三丁目14-75)	—
	7 衛生科学センター (大津市御殿浜13-45)	—
	8 大津市北消防署 (大津市真野2-23-1)	—
	9 高島市南部消防署 (高島市安曇川町青柳696-1)	—



(イ) 可搬型モニタリングポストによる測定

警戒事態以降、事故発生の場所（対象の原子力施設）や事態の進展に応じて、原則として、以下の候補場所から設置場所を選定の上、可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量率の24時間連続測定を行う。

なお、可搬型モニタリングポストが整備されるまでの間および可搬型モニタリングポスト整備後もその数が不足する場合は、モニタリング車またはサーベイメータによる測定をもって代替する。

可搬型モニタリングポスト設置候補場所		対象小学校区に係るUPZ区分
長 浜 市 内	1 長浜市余呉支所 (長浜市余呉町中之郷2434)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	2 長浜市立西浅井中学校 (長浜市西浅井町塩津中312)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	3 長浜市西浅井支所 (長浜市西浅井町大浦2590)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	4 長浜市立杉野小学校 (長浜市木之本町杉野489)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	5 長浜市立高時小学校 (長浜市木之本町石道1079-1)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	6 長浜市立伊香具小学校 (長浜市木之本町大音1114)	UPZ30km内 (美浜)
	7 長浜市北部振興局 (長浜市木之本町木之本1757-2)	県版UPZ内
	8 長浜市立富永小学校 (長浜市高月町井口160)	県版UPZ内
	9 長浜市立七郷小学校 (長浜市高月町唐川248)	県版UPZ内
	10 長浜市立古保利小学校 (長浜市高月町西柳野38)	県版UPZ内
	11 長浜市高月支所 (長浜市高月町渡岸寺160)	県版UPZ内
	12 長浜市立小谷小学校 (長浜市小谷丁野町524)	県版UPZ内
	13 長浜市立速水小学校 (長浜市湖北町速水2561-1)	県版UPZ内
高 島 市 内	14 高島市立マキノ北小学校 (高島市マキノ町小荒路1046-1)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	15 高島市立マキノ東小学校 (高島市マキノ町海津2384)	UPZ30km内 (美浜)
	16 高島市マキノ支所 (高島市マキノ町沢1410)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	17 高島市今津町天増川 (高島市今津町天増川)	UPZ30km内 (敦賀、美浜、大飯)
	18 高島市立今津北小学校 (高島市今津町日置前100)	UPZ30km内 (美浜)
	19 高島市朽木麻生 (高島市朽木麻生)	UPZ30km内 (大飯)
	20 朽木西小学校 (高島市朽木中牧187)	UPZ30km内 (大飯、高浜)
	21 高島市立広瀬小学校 (高島市安曇川町下古賀1182)	UPZ30km内 (大飯)
	22 高島市立新旭北小学校 (高島市新旭町饗庭26)	県版UPZ内
	23 高島市役所 (高島市新旭町北畑565)	県版UPZ内

(ウ) モニタリング車による測定

警戒事態以降、事故発生場所（対象の原子力施設）や事態の進展に応じて、原則として、以下の候補ルートからルートを選定の上、移動サーベイ（または走行サーベイ）を行う。

移動サーベイ（または走行サーベイ）候補ルート		
長浜市内	ルート①	湖北合同庁舎→高時小学校→伊香具小学校→西浅井中学校→湖北合同庁舎
	ルート②	湖北合同庁舎→速水小学校→小谷小学校→富永小学校→七郷小学校→古保利小学校→湖北合同庁舎
高島市内	ルート③	高島合同庁舎→今津北小学校→マキノ東小学校→マキノ北小学校→高島合同庁舎
	ルート④	高島合同庁舎→新旭北小学校→高島合同庁舎

イ 積算線量

警戒事態以降、原則として、以下の調査地点で定期的に積算線量を測定する。

調査地点		対象小学校区に係るUPZ区分
長浜市内	1 長浜市北部振興局 (長浜市木之本町木之本1757-2)	県版UPZ内
	2 長浜市立杉野小学校 (長浜市木之本町杉野489)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	3 長浜市立鏡岡中学校 (長浜市余呉町中之郷1030)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	4 長浜市立永原小学校 (長浜市西浅井町大浦167)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	5 長浜市立西浅井中学校 (長浜市西浅井町塩津中312)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
高島市内	6 高島市立マキノ南小学校 (高島市マキノ町新保887)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	7 高島市立マキノ北小学校 (高島市マキノ町小荒路1046-1)	UPZ30km内 (敦賀、美浜)
	8 高島市立今津北小学校 (高島市今津町日置前100)	UPZ30km内 (美浜)
	9 棕川山の子学園 (高島市今津町棕川514)	UPZ30km内 (敦賀、美浜、大飯)
	10 高島市立朽木西小学校 (高島市朽木中牧187)	UPZ30km内 (大飯、高浜)
	11 高島市立朽木中学校 (高島市朽木市場1055)	UPZ30km内 (大飯)

ウ 大気中の放射性ヨウ素濃度

全面緊急事態に至り、外部への放射性物質の放出があった場合、原則として、以下の候補地点から採取地点を選定の上、可搬型ダストサンプラを用いて試料を採取し、測定を行う。

大気中放射性ヨウ素濃度測定に係る試料採取候補地点（緊急時）		UPZ区分	備考
長浜市内	1 余呉 (長浜市余呉町中河内字尻江20-1)	UPZ30km内	固定観測局（原子力防災用）設置場所にて採取
	2 西浅井 (長浜市西浅井町山門茶屋572-96)	UPZ30km内	
	3 木之本合同庁舎 (長浜市木之本町黒田1234)	県版UPZ内	固定観測局（水準調査用）設置場所にて採取
	4 長浜保健所 (長浜市平方町1152-2)	—	
高島市内	5 マキノ (高島市マキノ町牧野234)	UPZ30km内	固定観測局（原子力防災用）設置場所にて採取
	6 今津東 (高島市今津町弘川59)	UPZ30km内	
	7 今津西 (高島市今津町保坂796-1)	UPZ30km内	固定観測局（水準調査用）設置場所にて採取
	8 朽木 (高島市朽木市場604)	UPZ30km内	
	9 高島市南部消防署 (高島市安曇川町青柳696-1)	—	

エ 環境試料中の放射性物質濃度

全面緊急事態に至り、外部への放射性物質の放出があり、空間線量率の測定結果が0.5 μ Sv/hを超える地域について、原則として、以下の候補から採取試料を選定の上、試料を採取（入手）し、測定を行う。

※ 収穫期にある露地野菜（特に、葉菜）を優先的に採取し、測定を行う。

環境試料候補（緊急時）							
調査対象				測定項目	採取地点	UPZ区分	備考
試料区分	試料名	部位	採取量				
農作物	露地野菜	可食部	2kg	ガンマ線放出核種	長浜市内各小校区	UPZ30km内 県版UPZ内	4～5月
					長浜市内各小校区		6月
					長浜市内各小校区		6月
					高島市内生産のある小校区		
					長浜市内各小校区		7～9月
					長浜市内各小校区		7～9月
					高島市内生産のある小校区		
					長浜市内各小校区		7～9月
					高島市内生産のある小校区		
					高島市内生産のある小校区		7～9月
					高島市内生産のある小校区		7～9月
					高島市内生産のある小校区		
					長浜市内各小校区		10～3月
					高島市内生産のある小校区		
					長浜市内各小校区		10～3月
					高島市内生産のある小校区		
					長浜市内各小校区		10～3月
					長浜市内各小校区		10～3月
					長浜市内各小校区		10～3月
					長浜市内各小校区		10～3月
近江八幡市（農業技術振興センター）	—	※平常時において、水準調査の対象となっている。					
高島市内生産のある小校区	UPZ30km内 県版UPZ内	10～3月					

環境試料候補 (緊急時)				測定項目	採取地点	UPZ区分	備考	
調査対象								
試料区分	試料名	部位	採取量					
農作物	米	子実	3kg	ガンマ線 放出核種	長浜市内各小学校区	UPZ30km内 県版UPZ内	9~10月	
					高島市内各小学校区			
		精米	子実		3kg	近江八幡市 (農業技術振興センター)	—	※平常時において、水準調査の対象となっている。
	麦	子実	5kg		長浜市内生産のある小学校区	UPZ30km内 県版UPZ内	6月	
					高島市内生産のある小学校区			
	大豆	子実	5kg		長浜市内各小学校区	10~11月		
					高島市内生産のある小学校区			
	果樹	可食部						
		イチジク			5kg	高島市内生産のある小学校区	UPZ30km内 県版UPZ内	8月~10月
		カキ			5kg	高島市内生産のある小学校区		9~11月
		茶	葉部		2kg	高島市内生産のある小学校区	5月	
	畜産物	牛乳	原乳		3L	ガンマ線 放出核種	日野町 (畜産技術振興センター)	—
長浜市西浅井町塩津浜				UPZ30km内			塩津小学校区 酪農・肉用牛兼業農家	
高島市今津町岸脇				県版UPZ内			今津東小学校区 酪農・肉用牛兼業農家	
高島市今津町浜分				県版UPZ内			今津東小学校区 酪農家	
高島市朽木宮前坊				県版UPZ内			朽木東小学校区 酪農・肉用牛兼業農家	
高島市安曇川野田中				県版UPZ内			安曇小学校区 酪農家	
高島市押戸				—			高島小学校区 酪農家	

※各酪農家においては、屋外の野草等を飼料とする飼養形態をとっておらず、防護措置の実施の判断材料にはなりにくいことに留意。